

学校防災計画

□学校災害対策要綱

1 目的

本校生徒並びに職員が災害から生ずる危険を避け、その人命の安全を確保し、さらに校舎・校具を損壊から守り、また本校並びに付近の建物から出火の際の防火とその延焼の拡大を阻止し、損害を最小限にとどめるための組織・分担・運用を定める。

2 本部

災害発生時に、総合的な指揮連絡系統の統一を図るため、下記の所在地に指揮本部を設置する。

横浜市旭区鶴ヶ峰本町三丁目28番1号 電話 951-2327～9 Fax 951-1321
防災用携帯番号 090-3212-4766
横浜市立鶴ヶ峰中学校本部

3 防災組織編成と任務

防災責任者……学校長

防災委員会本部……学校長、副校長、各学年主任、教務主任、生徒指導専任、養護教諭
P T A（書記・校外・厚生成人）担当職員、事務職員

【防災管理部】

○火元責任者……普通教室（学級担任）、特別教室（教科担任）

※各棟責任者……1号館（副校長）
2号館（1・2年学年主任）
3号館（生徒指導専任）
4号館（技術科・家庭科・美術科主任）
体育館・武道場（体育科主任）

○安全教育係……保健指導部

○建物等検査係……事務職員

○火気危険物貯蔵検査係……事務職員、技術員、理科・技術科・家庭科主任

○電気施設点検整備係……事務職員、技術科・家庭科主任

○機械施設点検整備係……事務職員、視聴覚係

○消火設備点検整備係……事務職員、保健指導部

○警報設備点検整備係……事務職員、保健指導部

○避難設備点検整備係……事務職員、保健指導部

○防火用水点検整備係……事務職員、保健指導部、体育科主任

【防災対策部】

○情報連絡班……学校長、副校長、教務主任、事務職員、視聴覚係

A（学校と市本部・市教委・関係機関との連絡、緊急放送設備点検）

B（学校と市本部・市教委・関係機関との連絡、緊急放送）

●消防署 119

●警察署 363-4831

●市教委 671-3265

●P T A会長

○避難誘導班……各学年主任、学級担任、教科担任、生徒指導専任

B（運動場への避難、点呼）

○消火班……保健指導部、事務職員、技術員、発見者、空き時間職員

A（消火器の点検）

B（消火活動）

○救護班……養護教諭、保健指導部、副担任

A（救急薬品・資材の準備）

B（救護）

○応急工作班……物品管理施設営繕係、技術員、学級担任（普通教室）、教科主任（特別教室）

A（落下物・転倒物の防止・点検）

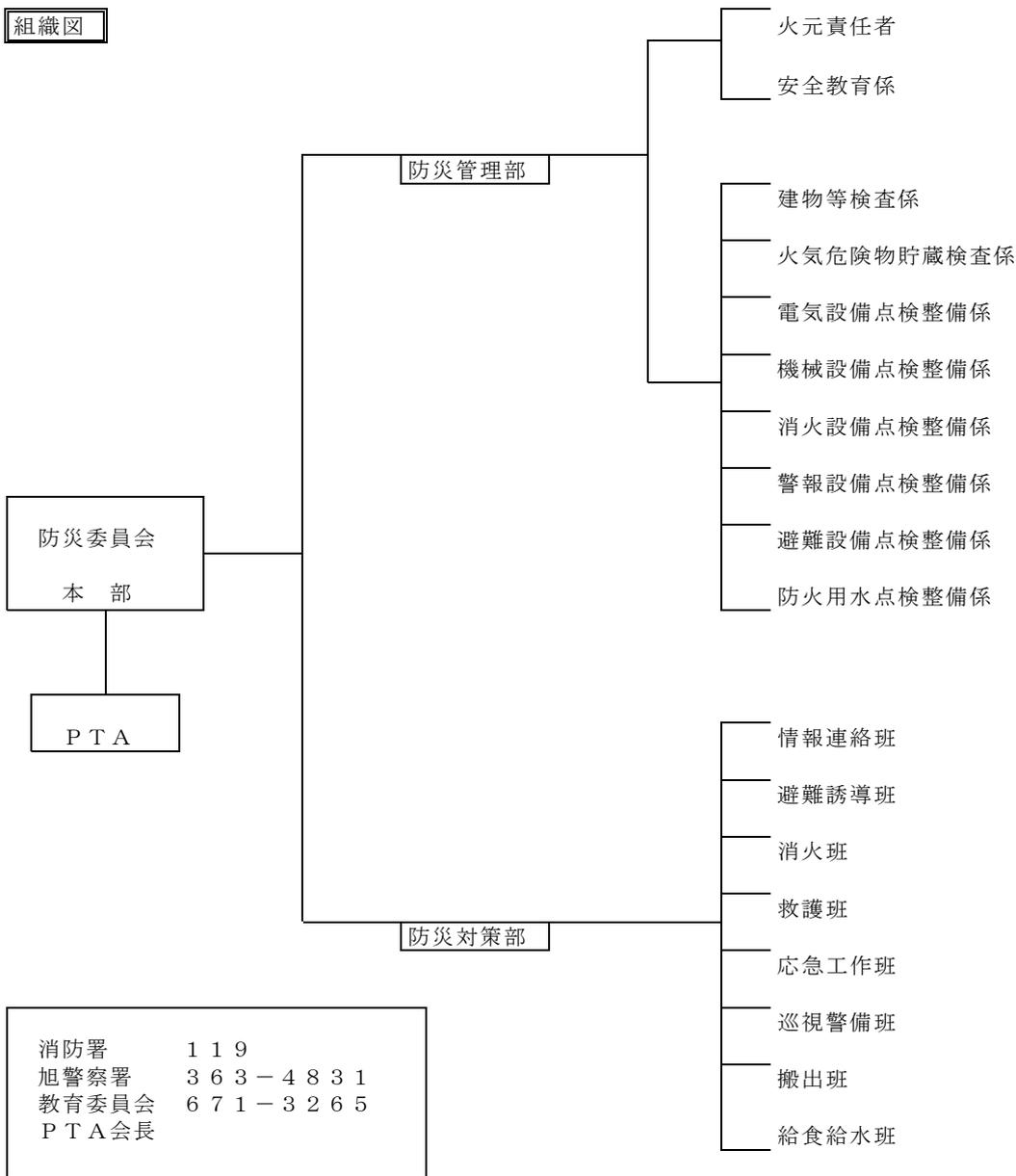
B（発生時の応急処置）

- 巡視警備班……………生活指導部、副担任
 - A (校舎内外の総合点検)
 - B (発生時安全誘導、残留生徒の確認)
- 搬出班……………事務職員、空き時間職員
 - A (非常持ち出しの確認)
 - B (非常持ち出しの搬出)
- 給食給水班……………副校長、事務職員、技術員
 - A (飲料水・食糧の確保)
 - B (飲料水・食糧の配布)

【防災委員会】

学校防災計画及び大規模地震対策計画・発災対策計画の立案をすると共に、消防署の指導・助言の下に原案をまとめ、職員会議により決定・確認し実施・活動する。

組織図



災害対策委員会

※閉校時に警戒宣言が発令された場合に設置

地域防災拠点本部

※発災時に設置

4 事前措置

(1) 防災訓練

ア 目的

安全教育の一環として火災・地震等の非常災害の発生に備え、冷静な状況判断のもとに敏速に行動し、被害を最小限に食い止めるように努力し、人命の尊厳さを体得させる。

イ 年間活動計画

4月 避難訓練（火災）

避難の方法・手順・避難経路の確認

9月 防災総合訓練（地震）

避難の方法・手順・避難経路

11月 防災教育

防災についての関心を高め、知識を身につける

○防災訓練を通じて対策上の問題点を把握し、改善する。

(2) 避難予定地

学校内の安全な場所・地域防災拠点・広域避難場所（避難経路等を含む）を確認し、生徒・保護者等に周知徹底しておく。

①校内避難場所……………第1避難場所＝校庭南側

第2避難場所＝各教室

第3避難場所＝体育館、第2グラウンド、旭区広域避難場所

②地域防災拠点

◆鶴ヶ峯小学校 ◆不動丸小学校 ◆白根小学校 ◆今宿小学校 ◆本宿小学校 ◆今宿南小学校

◆鶴ヶ峯中学校

③旭区広域避難場所

◆くぬぎ台団地 ◆県自動車試験場一帯 ◆笹山団地 ◆若葉台団地 ◆ひかりが丘団地

◆程ヶ谷カントリークラブ ◆左近山団地 ◆上白根町団地 ◆戸塚カントリークラブ

(3) 通学経路について

生徒各自の通学路の状況（安全な場所、危険な場所）の確認をさせておく。

(4) 学校行事実施にあたっての事前調査

事前に現地の地形・地質や避難場所を調査し把握しておく。

現地の消防署・警察署に連絡し、防災上の指示を受けておく。

(5) 教職員の研修

地震対策・安全教育に関する研修会・講習会に参加し、知識・技術を高める。

校内研修会を開き、大規模地震の対策計画を理解し、防災上とるべき行動指針の共通理解を図る。

(6) 生徒への指導

「地震と私たち」を活用し、地震に対する理解を深めておく。

(7) 連絡網

学級連絡網・職員連絡網・PTA校外委員連絡網を作成する。

(8) 消防設備の点検整備

ア 校舎内外の防災設備の位置や危険物、火気使用状況を把握し、これを点検・整備する。

①火気使用施設の点検（理科室・金木工室・調理室・技術員室等）

②校舎内部の発火性危険物や校舎外の可燃物の点検整備

③調理室の使用後の確認（ガス等の処理）・冬季ストーブ使用時の安全管理

イ 火気管理責任者は管理上、所属職員に対して十分な指導・助言を行うとともに、以下の項目の点検・整備を行う。

①防火扉・排煙・非常口・避難器具等

②消火器・消火栓・消火ホース・防火用水

③火災報知器・非常ベル

□大規模地震警戒宣言発令時対応計画

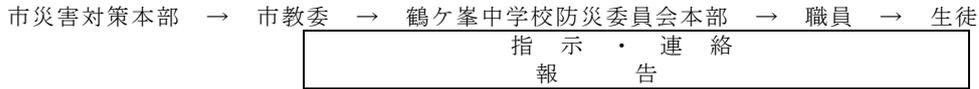
1 基本方針

- (1) 生徒の生命・身体の安全を守るため、安全避難を第一とする。そのため、あらゆる場面を想定した避難訓練を実施して、生命の安全、校舎並びに重要書類等の防護に努め、被害を最小限に防ぐ。
- (2) 通学路は交通量も多く、また坂道等も多く広範囲にわたるので、登下校時の安全避難対策を考える。
- (3) 学校防災組織とPTA組織（校外委員）との連携を密にし、安全避難対策を進める。
- (4) 学校防災組織と役割を明確にし、安全管理に万全を期する。

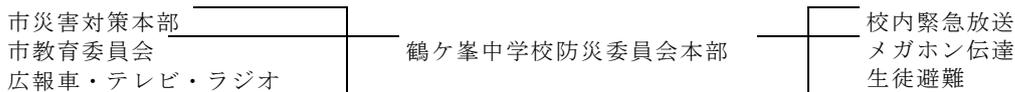
2 動員配備計画

(1) 警戒宣言等の伝達

ア 情報組織



イ 情報の収集・伝達



(2) 配備態勢

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合、直ちに地震防災応急対策本部を設置する。

(3) 警戒宣言発令時の体制

ア 開校時に発令された場合

警戒宣言が発令された場合、防災組織図に基づき全員配置につく。

イ 閉校時に発令された場合

- ① 戒宣言が発令された場合、校長・副校長及び災害対策委員は出勤し、学校の管理点検を行う。
- ② の職員は自宅待機し、災害が発生した場合は全職員出勤する。
- ③ 戒体制が長期（2～3日）にわたる場合は、24時間交替で警戒にあたる（災害対策委員会の構成委員で宿直防災部を構成する）。

3 生徒の保護対策

	短期的予報（2～3時間以内に発生）	長期的予報（2～3日以内に発生）
在 校 時	<ul style="list-style-type: none"> ・授業打ち切り。原則として生徒は帰宅させる。 ・障害のある生徒や学区外からの遠距離通学者は学校で保護し、保護者に引き渡す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・短期的予報と同じ。
学 校 行 事 中	<ul style="list-style-type: none"> ・情報確認。 ・緊急放送の指示に従い、担任あるいは授業者は人員確認後下校の支度をさせ、校庭に誘導避難させる。 ・学年別・学級別に整列し、担任は学級の人員確認し報告する。 ・情報の伝達をし、行動の指示をする。 ・安全確認ができた三方向に職員が分担し生徒を誘導していく。それぞれの方向の一番遠い生徒の帰宅まで見届ける。（生協方面、浄水場方面、青木商店） ・下校状況の確認後、市教委に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報確認。 ・職員は集合し、情報を伝達するとともに行動の指示をする。 ・緊急放送により生徒を教室に集め、担任は人員確認後、情報の伝達をし、行動の指示をする。 ・下校の支度をさせ、校庭に誘導避難させる。 ・安全確認ができた三方向に職員が分担し生徒を誘導していく。それぞれの方向の一番遠い生徒の帰宅まで見届ける。（生協方面、浄水場方面、青木商店） ・全通学区の状況が分かり次第、避難状況を市教委に報告する。
登 下 校 中	<ul style="list-style-type: none"> ・校内における学校行事はすべて中止し、原則として生徒は帰宅させる。 ・校外における学校行事（修学旅行等）の場合は責任者の判断に基づき、安全な場所に避難待機し、学校との連絡を密にし、状況をみて可能な限り帰校する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内的場合は短期的予報と同じ。 ・校外の場合は原則として行事を中止し、学校との連絡を密にし、状況をみて可能な限り帰校する。
在 宅 時	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として学校は臨時休業とする。 ・登校後、下校前の生徒については、在校時と同じ扱いとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・短期的予報と同じ。

□発災対応計画

1 生徒の安全確保

在 校 時	緊急放送の指示に従い、担任あるいは授業者は人員確認し、本部へ連絡する。
校外における学校行事中	責任者の判断に基づき、安全な場所に避難待機し、学校との連絡を密にし、対策を立てる。
登 下 校 中	安全な避難場所に避難する。
在 宅 時	原則として学校は臨時休業とする。状況に応じて地域防災拠点に避難する。

2 閉校時に発生した場合の職員の動き

- ①校長・副校長は直ちに防災委員会本部（学校）へ向かう。
- ②職員は原則として防災委員会本部へ向かう。
- ③校長（本部長）が到着するまでの間、先に到着した職員が原則に沿って協議する。
- ④災委員会本部の開設後、本部長の指示により分担につく。

3 住民への対応

- ①地域防災拠点本部を設置（校長室・職員室）し、避難場所としての運営体制を確認し、防災組織に従い任務を分担する。
- ②学校再開準備班を本部長の指示により組織し、各教室の状況確認・教室の確保・衛生設備の確認等を行う。
- ③開放施設
 - 第1次施設開放……………体育館，ミーティングルーム
 - 第2次施設開放……………武道場
 ※上記で収容できない場合は，本部長の指示を受け対応する（学校再開を十分に考慮する）。
- ④優先の行動……………避難者名簿の作成，避難者健康状況把握，避難場所の割り当て，非常用物品の管理

□自治会別地区別住所一覧表

地区	No	自治会名	区 域
鶴ヶ峰	1	西川島西部	10番地の3
鶴ヶ峰	2	鶴ヶ峯自治会(ビューハイツ自治会)	鶴ヶ峰1-12~17, 19~27, 34, 39 鶴ヶ峰2-7~31, 63, 69, 72~79
鶴ヶ峰	3	鎧橋自治会	鶴ヶ峰1-1~4, 2-1~5
鶴ヶ峰	4	鶴ヶ峰本町町内会	鶴ヶ峰本町全域, 鶴ヶ峰2-8-1
白 根	5	白根町内会	白根1-21・2-1~11, 22~30, 32~47, 3-1, 2, 4~25, 30~32, 4-1~9, 6-7~9, 7-2~9
白 根	6	白根東部町内会	白根7-10~20, 31
白 根	7	白根ハイツ自治会	白根7-30 白根ハイツ
白 根	8	県営白根アパート自治会	白根3-3 県営白根アパート
白 根	9	あたご自治会	白根2-12~22
鶴ヶ峰	10	白根第五町内会	白根3-23, 4-10~16, 20~28, 30~32, 34
白 根	11	三菱白根町内会	白根4-29, 30, 5-30~51
鶴ヶ峰	12	三菱白根第二町内会	白根3-28, 29, 6丁目全域(6-7~9を除く), 7-30~33
白 根	13	白根相友自治会	白根5-9~11, 14~24, 26~30, 51~61, 64
白 根	14	県営新白根団地自治会	白根7-18-1 県営新白根団地
白 根	15	藤和西谷コープ自治会	白根2-48-1 藤和西谷コープ
白 根	16	ガーデンテラス白根台自治会	白根2-31 ガーデンテラス白根台
白 根	17	ナイスパークステージ鶴ヶ峰	白根4-18
白 根	18	クリオ白根公園自治会	白根3-26-4 クリオホームズ白根公園
旭 北	19	中白根町内会 (菱興マンションを含む)	白根2-13, 19, 3-26, 27, 4-19, 5-1, 2, 6, 8, 12, 13, 16, 6-24, 56, 7-20~29, 8-1, 2, 6, 7, 10~14 上白根1-1~4 中白根1-1~9, 2-2, 12~19, 21, 25~36, 40, 48, 4-2, 9, 18~20, 22
今 宿	20	今宿東	今宿東町948~950
旭中央	21	四季美台下川町内会	四季美台1~29(28を除く)
旭中央	22	四季美台親睦会	四季美台70~100
旭中央	23	四季美台町内会	四季美台10~21, 30~69, 今川町14, 15
鶴ヶ峰	24	今川町内会	四季美台28, 30~44, 今川町1~13, 16~33, 53, 54
旭中央	25	今川上今宿自治会	今川町35~47, 50~52, 55~132
	26	学区外	上記以外の住所
	27	8・9・10組	